

身体障害者手帳・療育手帳を お持ちの皆様へ

障害者手帳提示で割引を受ける際に、「写真が古く、本人確認ができない」との理由で、割引が受けられなかったので、写真を新しくしたいとのご相談がありました。

再交付申請で写真の交換ができます。
お住いの市町村窓口の写真を持参し再交付申請手続きを行ってください。

ご持参いただく写真は、

- ・1年以内に撮影したもの
- ・大きさ 縦4cm 横3cm 脱帽して上半身を写したもの

本件のご相談のように、手帳に貼付されている写真が古い場合、例えば、幼児期、児童期、学生時など数十年経過されている写真のままであると、本人確認ができず、割引を受けられなくなる可能性があります。

新規で手帳交付を受け数十年経過したままの写真が貼付されている方は、現在のお顔の写真と交換してみてはいかがでしょうか。